

# 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

## 1 基本情報（現年7月1日現在）

団体名	一般財団法人 千葉県まちづくり公社	(県) 所管所属	県土整備部県土整備政策課
代表者 職氏名	理事長 海宝 伸夫	電話番号	043-223-3166
所在地	千葉市中央区富士見2丁目3番1号 塚本大千葉ビル4階	直近の決算 承認日	令和7年6月27日
電話番号	043-227-4132	経営方針（団体代表者が記入）	
団体HPの URL	<a href="https://www.cue-net.or.jp">https://www.cue-net.or.jp</a>	安定的かつ持続的に事業を継続するため、公社理念を踏まえた事業活動を着実に推進し、「自立した経営による地域社会への貢献」を経営目標に、経営基盤の一層の強化を図る。	
当初設立 年月日	昭和44年9月1日	【公社理念】 公社は、事業活動を通じて、豊かな社会づくりに貢献するとともに、生活する上でのパートナーとして県民から信頼される財団を目指します。 (1) コンプライアンスを実践し、公正で公平な事業活動を行う (2) 地域の皆様の考えを尊重し、皆様と共に事業活動を行い、地域の発展に貢献する (3) 住み良いまちづくりを基本として、安全で安心な魅力あるサービスを提供する (4) 地球環境の保全に貢献できる事業活動を目指す	
設立の経緯 団体の略歴	【設立趣意等の経緯】 千葉県では、昭和40年代前半、首都圏近郊整備地帯における都市行政を強化し機能性の高い都市施設、文化的生活環境の整備された健全な都市地域の建設を目的とした都市開発事業を実施することとした。当法人は、このような県の都市行政を背景に、県の諸施策を補完し、県民生活の向上と県勢の発展に寄与することを目的に昭和44年9月に設立され、その後、他団体との事業継承及び移管を重ね、平成23年4月に自立型経営による地域社会への貢献を目標とする一般財団法人に移行した。  【略歴】 S44.9 前身となる財団法人千葉県都市公社設立 H12.4 財団法人千葉県都市整備協会及び 財団法人千葉県地域整備協会の業務を引き継ぎ、 千葉県まちづくり公社として設立 H23.4 一般財団法人へ移行		
定款に定める 設立の目的	公社は、県内における都市の整備、都市機能と都市環境の向上を目指した都市の再構築及び地域の振興のため必要な事業その他まちづくりのために必要な事業を行い、快適で潤いのあるまちづくりを推進し、もって県民福祉の向上に資することを目的とする。		

## 2 出資等の状況（直近の決算現在）

出資等の合計	23,000 (単位：千円)		
出資等の対象の区分			
資本金等の金額	23,000	資本金等以外の金額	0

※「出資等」とは、地方自治法に基づく「出資又は出捐」をさします。

※「資本金等」とは、地方自治法に基づく「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」をさします。

【内訳】（直近の決算現在）

出資等した者	資本金等の 金額（千円）	左記全体に 占める割合	左記割合の 順位	資本金等以外の 金額（千円）	備考
千葉県	23,000	100.00%	位	0	該当なし

※四捨五入の影響で、割合の合計が100%にならないことがあります。

※一定の同質性がある場合や割合上位5者以外は、まとめていることがあります。

※まとめた場合、順位は「一」としており、まとめた者の中で最も高い出資割合は備考をご覧ください。

## 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

### 3 団体の主な事業（直近の決算現在）

【事業1】名称：まちづくり推進事業		【事業区分】	公益目的事業		
【事業内容・実績】 まちづくりに関する調査研究・情報の収集及び発信、普及啓発、人材育成等の事業を行い、県内の「快適で潤いのあるまちづくりの推進」を行う。 令和6年度は、県・市町村職員を対象とした研修や県民を対象とした講習会等を6回開催したほか、日本各地の道の駅、インター・エンジニアリング周辺のまちづくり、空き家対策等についての調査・研究や、情報誌「まちづくりかわら版」を3回発行し情報の発信を行った。					
【公共性・公益性】 県内市町村、県民、市民が取り組むまちづくりの推進・向上を図るため、「産・官・学・民」の連携によるまちづくりを中間的立場から支援することにより、県内のまちづくりの推進に貢献している。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】		【県の財政支出の有無】			
無	補足説明：該当なし		無		
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
▲ 44,532 千円	44,532 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

【事業2】名称：不動産販売貸付事業		【事業区分】	収益事業		
【事業内容・実績】 地域住民の利便性向上のため、団地内の商業施設などの賃貸施設の管理運営等を行う。 施設内容：辰巳台団地内施設、千城台団地内施設、海浜ニュータウン内施設、成田ニュータウン内施設、成田ニュータウン大型商業施設、千城台大型商業施設					
【公共性・公益性】 旧県企業庁からの要請を受けるなどして建設した商業施設を管理運営することにより、地域住民の利便性と生活の向上に貢献している。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】		【県の財政支出の有無】			
有（県内+近都県内）	補足説明：民間の不動産管理会社一般		無		
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
▲ 111,120 千円	1,149,504 千円	0 千円	1,038,384 千円	0 千円	0 千円

【事業3】名称：駐車場等施設管理事業		【事業区分】	収益事業		
【事業内容・実績】 地域住民の利便性向上のため、駐車場施設等の管理運営を行う。 施設内容：成田ニュータウン駐車場、千城台団地駐車場、海浜ニュータウン駐車場、磯辺駐車場、千葉市中央地区駐車場、浦安塩浜地区駐車場、検見川浜シーサイド駐車場、いのな駐車場					
【公共性・公益性】 県企業局等から土地を借用し駐車場用地として賃貸管理を行うことにより、周辺地域の駐車場不足の解消に貢献している。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】		【県の財政支出の有無】			
有（県内+近都県内）	補足説明：民間の駐車場管理会社一般		無		
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
19,357 千円	192,432 千円	0 千円	211,789 千円	千円	千円

【事業4】名称：指定管理受託事業、公共代替用地管理受託事業		【事業区分】	収益事業		
【事業内容・実績】 千葉県や佐倉市からの指定管理者の指定により、公園等の管理運営業務を行う。 青葉の森公園、柏の葉公園、長生の森公園、館山運動公園、富津公園、総合スポーツセンター、東総運動場、岩名運動公園 千葉県からの受託により公共代替地の監視除草等業務を行う。					
【公共性・公益性】 指定管理により県立公園等の管理運営を行い、県民及び利用者に安全・安心・快適を提供するなど地域の活性化及び県民のスポーツ向上に貢献している。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】		【県の財政支出の有無】			
有（県内+近都県内）	補足説明：公募・入札要件を満たす団体	有（委託料）			
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
▲ 5,431 千円	1,731,141 千円	0 千円	1,725,710 千円	1,333,659 千円	1,150,332 千円

## 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

### 3-2 団体の主な事業（直近の決算現在）

【事業5】名称：富津地区廃棄物処理事業	【事業区分】	収益事業			
【事業内容・実績】 県が設置した最終処分場（富津市）の管理運営を行っており、主に県内中小企業から排出される産業廃棄物の受け入れを行っている。 令和6年度埋立処分量 39,768.3t (69社)					
【公共性・公益性】 県が設置した最終処分場（富津市）の管理運営を行うことにより、県内唯一の公共関与の最終処分場として中小規模事業者の適正処理の受け皿となっており、産業活動の円滑な推進並びに県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に貢献している。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 有（県内+近都県内） 補足説明：民間の廃棄物処分許可業者（最終処分）		【県の財政支出の有無】			
【事業収支】 76,167 千円	【事業支出】 453,891 千円	【内部収入】 0 千円	【外部収入】 530,058 千円	うち行政からの収入 0 千円	うち県からの収入 0 千円

# 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

## 4 県の関与等の現状に関する見直し（現年7月1日現在 ※ただし、（4）（6）は直近の決算現在）

<p>（1）当初の目的を踏まえつつ現在において必要性を問い合わせてもなお、出資又は出捐関係を維持する意義</p>	<p>【県が出資等した当初の目的】 県が実施する都市開発事業の施策を効率的に推進するため、能動的、機動的に事業を執行することができるよう側面的に協力するとともに、県の施策と一緒に公益的見地に立って住宅団地の造成等の都市開発事業を実施し、もって県民福祉の向上と県勢の発展に寄与する団体であるため。（昭和44年千葉県都市公社設立趣意書より）</p> <p>【関係を維持する現在の意義】 快適で潤いのあるまちづくりを推進するため、県の要請に基づき建設した商業施設等の管理運営や、全県域（千葉市を除く）の中小規模事業者等から排出される産業廃棄物の埋立処分等の幅広い事業を行い、県におけるまちづくりを支援し、県民福祉の向上に資している。</p>						
<p>（2）類似団体や民間団体などの他の扱い手が存在している場合においてもなお、出資又は出捐関係を維持する意義</p>	<p>【県が関与の理由としている事業のうち、他の扱い手が存在している事業】 事業2 不動産販売貸付事業 事業5 富津地区廃棄物処理事業</p> <p>【他の扱い手が存在している場合であっても関係を維持する意義】 不動産販売貸付事業における商業施設の管理運営については、県内の人口急増や成田空港の開港等を踏まえ、県が進めた住宅団地造成等の都市開発に伴い、公社が事業開始当初より公益的見地から実施している事業であり、施設周辺地域の振興にも資するものである。 また、県内唯一の公共関与の処分場として、富津地区最終処分場を運営しており、低廉な価格で受け入れるなど、中小企業の廃棄物の適正処理の受け皿として機能しており、民間事業者に同じ役割を担える担保がない。さらに、令和元年に発生した一連の災害時には、災害廃棄物の受け入れを行い、今後の災害発生時も引き続き受け入れを行う予定としているなど、公益的な役割を積極的に担っている。</p>						
<p>（3）県が自ら施策を実施することその他の事業手法と費用対効果を比較して、出資又は出捐関係を維持する意義</p>	<p>富津地区最終処分場は県内唯一の公共関与の最終処分場であり、全県域（千葉市を除く）の中小規模事業者等から排出される産業廃棄物の埋立処分を行っている。 県内で唯一、公有水面埋め立て方式により最終処分を行っており、そうした公社が持つ処分場運営のノウハウ、地元漁業者との関係性などを踏まえると、県の関与を維持した上で、公社が事業継続することが適当である。</p>						
<p>（4）県が関与の理由としている事業が関係する県計画等の主な達成状況</p>	<p>【計画等名】 第10次千葉県廃棄物処理計画（対象期間：令和3年～令和7年）</p> <p>【指標名】 該当なし</p> <table border="1" data-bbox="462 1044 1400 1089"> <tr> <td>基準（〇年度）</td> <td>実績（〇年度）</td> <td>目標（〇年度）</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </table> <p>【指標と事業の関係性及び達成状況】 富津地区最終処分場は、中小事業者のための処理施設として、県内唯一の公共関与の最終処分場として位置付けられており、令和6年度は69社から39,768.3tの受け入れを行った。</p>	基準（〇年度）	実績（〇年度）	目標（〇年度）	.....	.....	.....
基準（〇年度）	実績（〇年度）	目標（〇年度）					
.....	.....	.....					
<p>（5）資本金等に占める県の出資若しくは出捐の割合又は金額の妥当性</p>	<p>前身となる財団法人千葉県都市公社が、平成12年に財団法人千葉県都市整備協会及び財団法人千葉県地域整備協会の業務を引き継ぐことにより設立しており、統廃合した3団体の出捐額をそのまま引き継いでいる。</p>						
<p>（6）運営費補助や赤字補填等を目的とした財政支出の名称、内容及び必要性</p>	<p>【名称】 【内容】（金額：〇〇〇円） 〇〇〇〇</p> <p>【必要性】</p>						
<p>（7）団体に勤務する県現職者の役職・業務内容と派遣等の必要性</p>	<p>【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】 県が負担 0名 県以外が負担 0名</p> <p>【役職・業務内容】</p> <p>【派遣等の必要性】</p>						

## 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

### 5 関与方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

(1) 関与方針区分 ※	関与維持（自立的な経営改善）
(2) 県としての具体的な取組 ※	経営状況を把握の上、団体の判断による自立的な経営改善により、安定的かつ持続的な経営を求める。
(3) 取組実績とその成果	千葉県土地開発基金からの借入金400,000,000円及び県の債務保証・損失補償の対象であった銀行借入金838,272,870円について、平成27年度に全額返還して以来、県からの資金面及び人的な関与ではなく、自立的な経営を達成している。 主な収益源である不動産販売貸付事業においては、テナント誘致活動に積極的に取り組んでおり、令和6年度は千城台大型商業施設に新たに3店舗が入居するなど、収入増に努めている。
(4) 課題	主な収益源である不動産貸付事業において、経済状況・業界動向の変化により大規模店舗が撤退した場合に発生する預り保証金の返還資金に関する問題や、商業施設等建物の老朽化対策に向けた資金運営など長期的な視野に立った事業運営が必要。
(5) 県としての今後の対応の方向性	公社については上記（4）の課題を踏まえたうえで、引き続き自立的な経営を行うとともに、県としては、自立的な経営が達成できているため、今後もそれを維持できるよう経営状況の把握に努める。

※ 関与方針とは、令和4年12月27日策定の「公社等外郭団体関与方針」であり、「関与方針区分」や「県としての具体的な取組」は、そこから転記しています。

### 5-2 経営健全化方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

(1) 策定要件の該当性※	該当しない
---------------	-------

# 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

## 6 地方自治法に基づく監査の状況（既に公表されている監査結果等）

### （1）財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

直近の実施年月日	令和6年12月20日	措置の公表年月日	－	監査実施の有無	有
監査結果 ※1	措置の内容 ※2				
【指摘事項】 該当なし	該当なし				
【注意事項】 該当なし	該当なし				

1つ前の実施年月日	令和5年12月22日	措置の公表年月日	－	監査実施の有無	有
監査結果 ※1	措置の内容 ※2				
【指摘事項】 該当なし	該当なし				
【注意事項】 該当なし	該当なし				

2つ前の実施年月日	令和4年12月23日	措置の公表年月日	－	監査実施の有無	有
監査結果 ※1	措置の内容 ※2				
【指摘事項】 該当なし	該当なし				
【注意事項】 該当なし	該当なし				

※1「監査結果」の「指摘事項」「注意事項」は県報別冊「監査結果」（いわゆる監査報告書）の内容を記入しています。

※2「措置の内容」は県報別冊「監査の結果に係る措置の通知の公表」（いわゆる措置公表）の内容を記入しています。

### （2）包括外部監査（地方自治法第252条の37第4項等）

該当の有無 有

監査テーマ	県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について		
実施年度	平成19年度	措置の公表年月日	平成22年2月2日
監査結果 ※以下のリンク先をご覧ください	措置の内容 ※以下のリンク先をご覧ください		
<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/chousei/gaibu/houkatsu/documents/2h19zen.pdf">https://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/chousei/gaibu/houkatsu/documents/2h19zen.pdf</a>	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/chousei/gaibu/documents/houkatusochi220202.pdf">https://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/chousei/gaibu/documents/houkatusochi220202.pdf</a>		

※該当がある場合は、直近1年度分を記入しています。

# 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

## 7 組織運営等の状況（直近の決算現在）

### （1）理事会等の状況

理事会等の状況	開催状況				議事録			
	義務回数	開催回数 (書面)	定例回数 (書面)	定例回数の 平均出席率	作成義務の 有無	作成の有無	備置義務の 有無	備置の有無
理事会又は取締役会	2	5(0)	2(0)	100%	有	有	有	有

※「開催回数（書面）」では、延べ開催回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数（書面）」では、定例的に開催している回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数の平均出席率」では、書面開催を除く各回の理事等の出席率（出席者の数÷全構成員の数）を計算し、

その和の平均（出席率の合計÷書面開催を除く定例回数）を計算して計上しています（百分率で小数点第1位を四捨五入）。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

### （2）監査の状況

監査の状況 (行政による監査等は除き、 団体主体のものに限る)	監事又は監査役 としての就任		実施の有無		補足事項	
	義務の有無	就任の有無	内部的な 監査	外部的な 監査	実施している外部的な監査の内容	
公認会計士又は監査法人	無	有	有	無	該当なし	
監査又は会計に識見を有する者	無	有	有	無	該当なし	

※監査又は会計に識見を有する者の詳細は、公社等外郭団体関与指針細則7をご覧ください。

### （3）採用している会計基準

名称	新公益法人会計基準（平成20年改正）	その他欄	—
----	--------------------	------	---

### （4）財務諸表等の作成・公表・備置の状況

財務諸表等の名称	作成義務 の有無	作成の有無	公表義務 の有無	公表の有無	備置義務 の有無	備置の有無
定款	有	有	無	有	有	有
役員名簿	無	有	無	有	無	有
社団法人の構成員である 社員の名簿	無	無	無	無	無	無
事業報告書	有	有	無	有	有	有
貸借対照表	有	有	有	有	有	有
正味財産増減計算書等又は 損益計算書若しくはその要旨	有	有	無	有	有	有
キャッシュフロー計算書	無	無	無	無	無	無
附属明細書	有	有	無	無	有	有
財産目録	無	無	無	無	無	無
事業計画書	無	有	無	有	無	有
収支予算書	無	有	無	有	無	有
役職員の報酬及び給与に関する規程	無	有	無	有	無	有
業務の委託方法に関する規程	無	有	無	無	無	無
資金運用に関する規程	無	有	無	無	無	無
個人情報保護に関する規程	有	有	無	無	無	無
情報公開に関する規程	無	有	無	無	無	無

※「公表」とは、団体のホームページや、その他法令で定める方法により公表することです。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

# 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

## 8 役職員等の状況

### (1) 常勤の役職員数 (単位:人)

(各年度7月1日現在)

項目	直近4年度前 (R3年)	直近3年度前 (R4年)	前々年度 (R5年)	前年度 (R6年)	現年度 (R7年)
常勤役員数 ①～⑤の和	4	4	4	4	4
プロパー ①	1	1	1	1	1
民間人材 ※1 ②	0	0	0	0	0
県退職者 ③	3	3	3	3	3
県現職者 ④	0	0	0	0	0
その他 ⑤	0	0	0	0	0
常勤職員数 ※2 ⑥～⑨の和	75	73	72	75	75
プロパー ⑥	68	66	65	67	67
県退職者 ⑦	0	0	0	0	0
県現職者 ⑧	0	0	0	0	0
その他 ⑨	7	7	7	8	8

※1 「民間人材」とは、プロパー、議員、自治体の首長、行政職員（退職者を含む）等ではない外部の人材です。

※2 「常勤職員」とは、正規・非正規を問わず、団体が常勤職員として雇用している方です。

### (2) 常勤役職員の平均年収等の状況

項目	前年度決算 (R5年)	直近決算 (R6年)
常勤役員	人数（内数：県退職者及び県現職者）	4人（3人）
	平均年齢	63歳
	平均年収	8,376千円
常勤職員	人数（内数：県退職者及び県現職者）	72.3人（0人）
	平均年齢	51歳
	平均年収	7,098千円
※この表は実人員数に基づいて記入しています。		

実人員数とは、ある年度中の毎月1日現在の役職員数を合計して12か月で割り、小数点第2位を四捨五入しています。

例：4～6月（3か月間）の役員数が5名、7～12月（6か月間）が6名、1～3月（3か月間）が5名であった場合は、  
(15人+36人+15人)/12か月=5.5人となります。

※該当者が1名しかいない場合、個人情報保護の観点から平均年齢・年収は「\*」となっています。

## 9 中長期的な計画や達成目標となる指標の策定状況（直近の決算現在）

策定の有無 有

名称	第一次経営計画	公表方法	団体HP掲載+備置
対象期間	令和6年4月～令和11年3月	策定年月日	令和6年1月19日
概要	県内における都市の整備、都市機能と都市環境の向上を目指した都市の再構築及び地域の振興のため必要な事業その他まちづくりのために必要な事業を行い、快適で潤いのあるまちづくりを推進し、もって県民福祉の向上に資することを目的として、事業活動を通じて、豊かな社会づくりに貢献するとともに、生活する上でのパートナーとして県民から信頼される財団を目指すという理念を掲げ、安定的かつ持続的に事業を継続するため、公社理念を踏まえた事業活動を着実に推進し、「自立した経営による地域社会への貢献」を経営目標に、経営基盤の一層の強化を図ることとしている。		
取組状況	まちづくり推進事業については、公益目的支出計画に則り、県内におけるまちづくりに関する調査研究、情報発信、普及啓発、人材育成等の事業を行い、快適で潤いのあるまちづくりの推進に取り組んでいる。不動産販売賃貸事業については、安定した事業収益の確保を目的として、長期的視野に立った事業運営に取り組んでいる。また、千城台大型商業施設については、機に応じた新たなテナントの誘致や業務の改善に取り組み、事業収益の向上及び円滑な事業運営を目指している。駐車場等施設管理事業については、既存駐車場の付加価値を高めるなどの検討をし、事業収益の向上と地域に密着した事業展開を目指す取り組みをしている。公園管理運営等事業については、現在の指定管理業務を堅実に遂行し指定管理の継続を目指すとともに、新たな指定管理者の公募等の調査・検証を継続し、事業の拡大・充実を図る取り組みをしている。廃棄物処理事業については、環境や社会に貢献できるよう、維持管理計画を見直し、長期に安定した事業運営に取り組んでいる。		
指標の達成状況	指標1：収支目標（計画期間中の5年間における正味財産の増加額の総額） 【実績】▲1億3千万円（令和6年度実績） 【目標】9億5千万円（令和6～10年度） 指標2：まちづくり支援講習会等開催数（公益目的支出計画に基づくまちづくりに関する講習会等について、計画期間中の5年間において開催した回数の合計） 【実績】6回（令和6年度実績） 【目標】30回（令和6～10年度）		
特記事項	該当なし		

# 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

## 10 財務状況

(単位:千円又は%)

### (1) 貸借対照表

公益法人会計の場合

※使用しない表は行ごと削除

項目	前々年度決算 (R4年)	前年度決算 (R5年)	直近決算 (R6年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
資産	流動資産	1,241,442	1,333,342	739,860 ▲ 44.51%	大型商業施設の大規模改修等による現金及び預金の減
	固定資産	11,191,515	10,764,362	11,013,113 2.31%	該当なし
	うち有形固定資産	10,390,541	10,013,376	10,078,209 0.65%	該当なし
	資産合計	12,432,957	12,097,704	11,752,973 ▲ 2.85%	該当なし
負債	流動負債	459,480	447,227	448,652 0.32%	該当なし
	固定負債	3,550,988	3,295,711	3,080,242 ▲ 6.54%	該当なし
	うち長期借入金	950,000	800,000	650,000 ▲ 18.75%	借入金返済による減
	負債合計	4,010,468	3,742,938	3,528,894 ▲ 5.72%	借入金返済による減
	うち有利子負債	1,100,000	950,000	800,000 ▲ 15.79%	借入金返済による減
正味財産	一般正味財産	8,399,489	8,331,767	8,201,079 ▲ 1.57%	該当なし
	指定正味財産	23,000	23,000	23,000 0.00%	該当なし
	正味財産合計	8,422,489	8,354,767	8,224,079 ▲ 1.56%	該当なし
参考	基本財産	23,000	23,000	23,000 0.00%	該当なし
	繰越損益相当額	8,399,489	8,331,767	8,201,079 ▲ 1.57%	該当なし

### (2) 損益計算書

公益法人会計の場合（正味財産増減計算書等）

※使用しない表は行ごと削除

項目	前々年度決算 (R4年)	前年度決算 (R5年)	直近決算 (R6年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
経常収益	3,432,509	3,386,912	3,513,883	3.75%	該当なし
うち事業収益	3,420,516	3,362,337	3,502,663	4.17%	該当なし
経常費用	3,367,606	3,325,171	3,620,916	8.89%	該当なし
うち管理費	26,121	26,358	49,416	87.48%	R5末のPC等更新に伴う減価償却費の増
評価損益等	0	0	0	—	該当なし
当期経常増減額	64,903	61,741	▲ 107,033	▲ 273.36%	大型商業施設の大規模改修等に伴う修繕費の増
経常外収益	0	0	0	—	該当なし
経常外費用	246	86,039	1	▲ 100.00%	R5年度に発生した土地売却損の減
当期経常外増減額	▲ 246	▲ 86,039	▲ 1	100.00%	R5年度に発生した土地売却損の減
その他収入	0	0	0	—	該当なし
その他支出	137,853	43,424	23,654	▲ 45.53%	法人税等の減
当期一般正味財産増減額	▲ 73,196	▲ 67,722	▲ 130,688	▲ 92.98%	大型商業施設の大規模改修等に伴う修繕費の増
当期指定正味財産増減額	0	0	0	—	該当なし
うち評価損益等	0	0	0	—	該当なし
当期正味財産増減額	▲ 73,196	▲ 67,722	▲ 130,688	▲ 92.98%	大型商業施設の大規模改修等に伴う修繕費の増

### (3) 主な経営指標

公益法人会計の場合

※使用しない表は行ごと削除

項目	前々年度決算 (R4年)	前年度決算 (R5年)	直近決算 (R6年)
流動比率（流動資産÷流動負債×100）	270.18%	298.14%	164.91%
自己資本比率（正味財産÷（負債+正味財産）×100）	67.74%	69.06%	69.97%
有利子負債比率（有利子負債残高÷正味財産×100）	13.06%	11.37%	9.73%

※正味財産が「0」又は債務超過の場合、「自己資本比率」「有利子負債比率」は計算できません。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

# 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

## 11 借入金等残高等の状況

(単位：千円又は%)

項目	前々年度決算 (R4年)	前年度決算 (R5年)	直近決算 (R6年)	直近増減率 対前年度比
各年度の借入金等	0	0	0	—
各年度の償還金等	150,000	150,000	150,000	0.00%
借入金等決算残高 ①+②	1,100,000	950,000	800,000	▲ 15.79%
経営難を理由としたもの ①=③+⑤+⑦	0	0	0	—
それ以外のもの ②=④+⑥+⑧	1,100,000	950,000	800,000	▲ 15.79%
借入・償還先の内訳	県 ③+④	0	0	—
	経営難を理由としたもの ③	0	0	—
	それ以外のもの ④	0	0	—
	県以外の行政 ⑤+⑥	0	0	—
	経営難を理由としたもの ⑤	0	0	—
	それ以外のもの ⑥	0	0	—
	民間その他 ⑦+⑧	1,100,000	950,000	800,000
	経営難を理由としたもの ⑦	0	0	—
	それ以外のもの ⑧	1,100,000	950,000	800,000
	県による損失補償等の額※ ⑨+⑩	0	0	—
経営難を理由としたもの ⑨	0	0	0	—
それ以外のもの ⑩	0	0	0	—

※ 損失補償等とは、損失補償、損失てん補又は債務保証です。

## 12 総収入と県の財政支出等の状況

### (1) 総収入と県の財政支出等

(単位：千円又は%)

項目	前々年度決算 (R4年)	前年度決算 (R5年)	直近決算 (R6年)	直近増減率 対前年度比
総収入 ①=②～⑥の和	3,432,509	3,386,912	3,513,883	3.75%
運用益収入 ②	8,947	8,680	9,796	12.86%
会費収入 ③	0	0	0	—
寄附収入 ④	0	0	0	—
行政からの委託料等収入 ⑤	1,221,740	1,187,472	1,333,659	12.31%
その他収入 (②～⑤以外) ⑥	2,201,822	2,190,760	2,170,428	▲ 0.93%
県の財政支出 ⑦=⑧+⑨+⑩	1,078,206	1,056,744	1,150,332	8.86%
対総収入割合 ⑦÷①	31.41%	31.20%	32.74%	1.54%
県の財政支出の内訳	委託料 ⑧	1,078,206	1,056,744	1,150,332
	対総収入割合 ⑧÷①	31.41%	31.20%	32.74%
	補助金・交付金・負担金 ⑨	0	0	0
	対総収入割合 ⑨÷①	0.00%	0.00%	0.00%
資金運用等	その他 (⑧⑨以外) ⑩	0	0	0
	対総収入割合 ⑩÷①	0.00%	0.00%	0.00%
有価証券等損益 ⑪+⑫	6,505	6,505	6,505	0.00%
有価証券等評価損益（含み損益） ⑪	0	0	0	—
売却・償還・配当等損益（実損益） ⑫	6,505	6,505	6,505	0.00%
保有・運用中の有価証券等の取得額	78,025	78,025	78,025	0.00%

### (2) 県からの財政的な支援（借入金及び損失補償等を除く）

(単位：千円)

項目	直近4年度前 (R2年)	直近3年度前 (R3年)	前々年度 (R4年)	前年度 (R5年)	直近決算 (R6年)
運営費補助	0	0	0	0	0
赤字補填等	0	0	0	0	0
経営難を理由とした追加出資又は出捐	0	0	0	0	0

## 【目的・使用方法】

- 評価制度の実施にあたり、県総務課と県所管課との連携を図る
  - 担当者ベースの引継ぎでは必ずしも残らない
  - 評価制度を実施する際は、昨年度までの記録を活用する

## 調査票・評価シート等に関する補足事項

監課、県所管課と団体、それぞれの間で相談等した調査票や評価シート等に関する補足事項を記録するためのシートです。

この項目を、備忘録的に記録しておくことを目的とするものです。

記録を翌年度に必ず引き継ぐとともに、過年度分の記録は関係者の承認なしには消さないでください。

## 内容

## 包括外部監査の実施まとめ(R7.4.1現在)

### 【考え方】

○団体自体の財務事務等が監査対象となっている場合は、「実施」と扱う。

○関係人などとして反射効として言及された場合は、「未実施」と扱う。

(例：H29は多数の団体が補助金交付先であるため反射効として言及された)

	(法人格の略称等) 法人名	直近の実施年度
1	(公財) 千葉県私学教育振興財団	無
2	(公財) 成田空港周辺地域共生財団	無
3	(株式) 京葉臨海鉄道	無
4	(株式) 東葉高速鉄道	無
5	(株式) いすみ鉄道	無
6	(公財) 千葉県消防協会	H27
7	(公財) 千葉ヘルス財団	H26
8	(社福) 千葉県社会福祉事業団	無
9	(社福) 千葉県身体障害者福祉事業団	無
10	(公財) 千葉県生活衛生営業指導センター	無
11	(公財) 千葉県動物保護管理協会	H26
12	(一財) 千葉県環境財団	無
13	(公財) 印旛沼環境基金	無
14	(公財) 千葉交響楽団	H26
15	(公財) 千葉県文化振興財団	H26
16	(公財) ちば国際コンベンションビューロー	H26
17	(公財) 千葉県産業振興センター	H26
18	(株式) 幕張メッセ	無
19	(特殊) 千葉県信用保証協会	無
20	(公財) かずさDNA研究所	H26
21	(一財) 千葉県勝浦海中公園センター	無
22	(株式) 千葉データセンター	無
23	(株式) 千葉園芸プラスチック加工	無
24	(公社) 千葉県園芸協会	無
25	(公社) 千葉県緑化推進委員会	無
26	(一財) 千葉県漁業振興基金	無
27	(公財) 千葉県水産振興公社	無
28	(一財) 千葉県まちづくり公社	H19
29	(公財) 千葉県建設技術センター	R3
30	(特殊) 千葉県土地開発公社	R3
31	(特殊) 千葉県道路公社	H13
32	(公財) 千葉県下水道公社	R3
33	(特殊) 千葉県住宅供給公社	H19
34	(公財) 千葉県教育振興財団	H17
35	(公財) 千葉県暴力団追放県民会議	無

※令和4年度時点のため、要更新

理事会等

	議事録			
	作成義務の有無	根拠法令	備置義務の有無	根拠法令
理事会又は取締役会	有	会社法第369条第3項	有	会社法第371条第1項

監査

	監事又は監査役としての就任	
	義務の有無	根拠法令
公認会計士又は監査法人	無	
監査又は会計に識見を有する者	無	

財務諸表等の作成・公表・備置

財務諸表等の名称	作成義務の有無	根拠法令	公表義務の有無	根拠法令	備置義務の有無	根拠法令
定款	有	会社法第26条第1項	無		有	会社法第31条
役員名簿	無		無		無	
社団法人の構成員である社員の名簿	無		無		無	
事業報告書	有	会社法第435条	無		有	会社法第442条
貸借対照表	有	会社法第435条	有	会社法第440条	有	会社法第442条
正味財産増減計算書等又は損益計算書若しくはその要旨	有	会社法第435条	有or無	(大企業のみ有) 会社法第440条	有	会社法第442条
キャッシュフロー計算書	有or無	(金融商品取引法の適用を受ける上場会社等のみ有)	有or無	(金融商品取引法の適用を受ける上場会社等のみ有)	無	
附属明細書	有	会社法第435条	無		有	会社法第442条
財産目録	無		無		無	
事業計画書	無		無		無	
収支予算書	無		無		無	
役職員の報酬及び給与に関する規程	有	会社法第361条	無		無	
業務の委託方法に関する規程	無		無		無	
資金運用に関する規程	無		無		無	
個人情報保護に関する規程	有or無	(個人情報保護法の該当団体のみ有)	無		無	

情報公開に関する規程	無		無		無	
------------	---	--	---	--	---	--

## 理事会

令和4年度時点のため、要更新

	議事録			
	作成義務の有無	根拠法令	備置義務の有無	根拠法令
理事会	有	法人法第95条3項	有	法人法第97条1項

## 監査

	監事としての就任	
	義務の有無	根拠法令
公認会計士又は監査法人	無	
監査又は会計に識見を有する者	無	

## 財務諸表等の作成・公表・備置

財務諸表等の名称	作成義務の有無	根拠法令	公表義務の有無	根拠法令	備置義務の有無	根拠法令
定款	有	法人法第10条（社団法人） 法人法第152条（財団法人）	無		有	法人法第14条（社団法人） 法人法第156条（財団法人）
役員名簿	無		無		無	
社団法人の構成員である社員の名簿	無	法人法第31条（社団法人のみ有）	無		無	法人法第32条（社団法人のみ有）
事業報告書	有	法人法第123条※ 1	無		有	法人法第129条※ 1
貸借対照表	有	法人法第123条※ 1	有	(貸借対照表等の公告) 法人法第128条	有	法人法第129条※ 1
正味財産増減計算書等又は損益計算書若しくはその要旨	有	法人法第123条※ 1	無		有	法人法第129条※ 1
キャッシュフロー計算書	無		無		無	
附属明細書	有	法人法第123条※ 1	無		有	法人法第129条※ 1
財産目録	無		無		無	
事業計画書	無		無		無	
収支予算書	無		無		無	
役職員の報酬及び給与に関する規程	無		無		無	
業務の委託方法に関する規程	無		無		無	
資金運用に関する規程	無		無		無	
個人情報保護に関する規程	有	(個人情報保護法の該当団体のみ有)	無		無	
情報公開に関する規程	無		無		無	

## 理事会

	議事録			
	作成義務の有無	根拠法令	備置義務の有無	根拠法令
理事会	有	法人法第95条第3項（社団法人） 法人法第197条（財団法人）	有	法人法第97条第1項（社団法人） 法人法第197条（財団法人）

## 監査

	監事としての就任	
	義務の有無	根拠法令
公認会計士又は監査法人	無	
監査又は会計に識見を有する者	無	

## 財務諸表等の作成・公表・備置

財務諸表等の名称	作成義務の有無	根拠法令	公表義務の有無	根拠法令	備置義務の有無	根拠法令
定款	有	法人法第10条第1項（社団法人） 法人法第152条第1項（財団法人）	無		有	法人法第14条第1項（社団法人） 法人法第156条第1項（財団法人）
役員名簿	有	認定法第21条第2項第2号	無		有	認定法第21条第2項第2号
社団法人の構成員である社員及び評議員の名簿	有	法人法第31条（社団法人） 認定法第21条第2項第2号（財団法人）	無		有	法人法第32条第1項（社団法人） 認定法第21条第2項第2号（財団法人）
事業報告書	有	法人法第123条第2項（社団法人） 法人法第199条（財団法人）	無		有	法人法第129条第1項及び同条第2項（社団法人） 法人法第199条（財団法人）
貸借対照表	有	法人法第123条第1項（社団法人） 法人法第199条（財団法人）	有	(貸借対照表等の公告) 法人法第128条第1項（社団法人） 法人法第199条（財団法人）	有	法人法第129条第1項及び同条第2項（社団法人） 法人法第199条（財団法人）
正味財産増減計算書等又は損益計算書若しくはその要旨	有	法人法第123条第2項（社団法人） 法人法第199条（財団法人）	無		有	法人法第129条第1項及び同条第2項（社団法人） 法人法第199条（財団法人）
キャッシュフロー計算書	有or無	(会計監査人設置法人のみ有) 認定法第21条第2項第4号 認定規則第46条第1項第1号	無		有or無	(会計監査人設置法人のみ有) 認定法第21条第2項第4号 認定規則第46条第1項第1号
附属明細書	有	法人法第123条第2項（社団法人） 法人法第199条（財団法人）	無		有	法人法第129条第1項及び同条第2項（社団法人） 法人法第199条（財団法人）
財産目録	有	認定法第21条第2項第1号	無		有	認定法第21条第2項第1号
事業計画書	有	認定法第21条第1項 認定規則第45条第1号	無		有	認定法第21条第1項 認定規則第45条第1号
収支予算書	有	認定法第21条第1項 認定規則第45条第2号	無		有	認定法第21条第1項 認定規則第45条第2号
役員等の報酬及び給与に関する規程	有	認定法第5条第14号 認定法第21条第2項第3号	無		有	認定法第5条第14号 認定法第21条第2項第3号
業務の委託方法に関する規程	無		無		無	
資金運用に関する規程	無		無		無	
個人情報保護に関する規程	有or無	(個人情報保護法の該当団体のみ有)	無		無	
情報公開に関する規程	無		無		無	